

人間ドックと脳ドックの受診費用を補助

追加募集 申込期間 5月7日(火)~16日(木) 午前8時30分~午後5時
※郵送の場合、当日消印有効。

積極的に郵送やweb申込をご活用ください

■定員と対象者

区分	定員	申込条件
国保加入者	人間ドック 380人	①4月末日時点で6カ月以上継続して国保に加入し、保険料を完納している人 ②受診時に30歳以上75歳未満の人 ③妊娠や入院していない人
	脳ドック 250人	
後期高齢者医療制度加入者	人間ドック 100人	①市から被保険者証の交付を受けている人 ②後期高齢者医療保険料を完納している人 ③入院していない人
	脳ドック 40人	

※脳ドックは、前年度に市の脳ドック助成制度を利用した人は申込不可(人間ドックは申込可)。
 ※脳ドックに胃の検査はありません。
 ※定員を超えた場合は抽選で決定しますが、前年度に市の各ドック助成制度を利用していない人を優先します。
 ※抽選結果は5月下旬ごろに郵送にてお知らせしますが、健診内容は希望に沿えない場合があります。
 ※人間ドックや併用ドックを受診した人は、同年度の特定健康診査、後期高齢者健康診査を重ねての受診不可。

■受診できる医療機関

医療機関名	人間ドック	脳ドック	併用ドック	胃の検査法	
				カメラ	バリウム
京都第一赤十字病院	○		○	○	○
京都きづ川病院	○	○	○	○	○
蘇生会総合病院	○	○	○	○	○
大和健診センター	○	○	○	○	○
京都田辺中央病院	○	○	○	○	○
知音会御池クリニック(男性専用※1)	○	○	○	○	○
知音会御池クリニックレディースプラザ(女性専用)	○		○	○	○
知音会四条烏丸クリニック	○		○	○	○
京都工場保健会総合健診センター	○	○	○	○	○
京都工場保健会宇治健診クリニック	○			○	○
京都工場保健会山科健診クリニック	○			○	○
京都市立病院	○	○	○	○	○
美杉会健診センター(婦人科なし)	○			○	○
京都予防医学センター	○	○	○	○	○
くずは画像診断クリニック(婦人科なし)	○	○	○		○
京都岡本記念病院	○	○	○	○	○
創健会西村診療所	○		○	○	○
武田病院健診センター	○	○	○	○	○
宇治武田病院健診センター	○		○	○	○
医仁会武田総合病院健康管理センター	○			○	○
美杉会男山病院(婦人科なし)	○			○	○
関西医科大学くずは駅中健康・健診センター	○	○	○	○	○

※1 脳ドックのみの場合は、女性も受診可。
 ※併用ドックとは、人間ドックと脳ドックの両方をいいます(抽選結果により、どちらか一方の当選となる場合があります)。
 ※標準的な検査項目や費用等、詳細は市ホームページをご覧ください。

国民健康保険(国保)と後期高齢者医療制度の加入者を対象に、半日人間ドックおよび脳ドックの受診費用を補助します。

■受診期間
利用券到着後、令和7年3月31日(月)

■自己負担額
受診費用の3割相当額(金額は医療機関・性別・胃部検査方法により異なります。後期高齢者医療制度加入者の脳ドック以外の自己負担額は、受診費用から1万1000円を差し引いた額となります)

■申込方法
A〜Cのいずれかの方法で申込してください。
 ※電話による申込は不可。

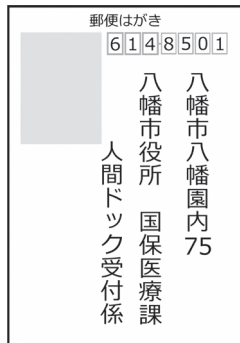
A Web申込
次の該当するQRコード(5月7日以降アクセス可)を読み込み、申込してください。
 国保加入者
後期高齢者医療制度加入者

B 郵送申込
ハガキ以下の画像または封書に一人1枚ずつ、①住所

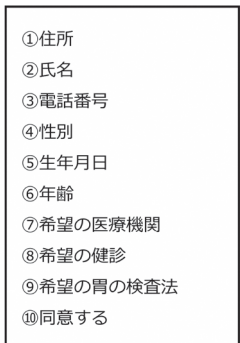
②氏名③電話番号④性別⑤生年月日⑥年齢⑦希望の医療機関⑧希望の健診内容(人間ドック・併用ドック・脳ドックのいずれか)⑨希望の胃の検査法(カメラ・バリウムのいずれか)⑩保健指導等の活用のため、受診結果の写しが医療機関から市に提出される旨の同意(「同意する」と記入)を明記の上、〒614-8501 京都市役所国保医療課 人間ドック受付係へ。
C 窓口申込
保険証を持参して国保医療課へ。

■自己負担額(参考)

区分	国保	後期高齢
人間ドック	14,000円程度	36,000円程度
併用ドック	23,000円程度	46,000円程度
脳ドック	12,000円程度	12,000円程度



ハガキ表面



ハガキ裏面

☎国保医療課 (☎983-2962 (国保)) (☎983-2976 (後期))

	届け出が必要なとき	届け出に必要なもの
加入する場合	八幡市に転入したとき	転出証明書
	子どもが生まれたとき	国民健康保険証、親子健康手帳
	他の健康保険等を脱退したとき	健康保険等の脱退証明書
脱退する場合	生活保護が廃止されたとき	保護廃止決定通知書
	八幡市から転出するとき	国民健康保険証
	家族が死亡したとき	国民健康保険証、死亡を証明するもの
その他	他の健康保険等に加入したとき	国民健康保険証、新しい健康保険証
	生活保護を受けるようになったとき	国民健康保険証、保護開始決定通知書
	市内転居、氏名変更、世帯主変更	国民健康保険証
	保険証の紛失や汚れて使えなくなったとき	国民健康保険証または本人確認書類
	修学のため、家族がほかの市町村に住むとき	国民健康保険証、在学証明書

※届け出にはマイナンバーの記入が必要となるため、マイナンバーカードまたは個人番号通知カードと本人確認書類(運転免許証等)を持参してください。代理人が届け出を行う時は、委任状と代理人の本人確認書類が必要です。

国保の届け出は14日以内に

私たちは何らかの健康保険に加入しなければなりません。健康保険には、全国健康保険協会(協会けんぽ)、健康保険組合(組合健保)、共済組合などがあります。

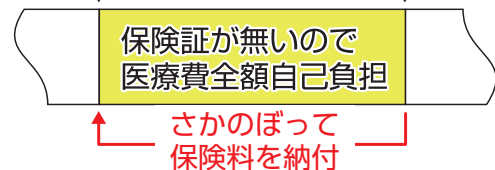
国民健康保険(国保)は、これらの健康保険に加入できない人が加入する健康保険です。家族の加入している健康保険などの扶養(同居していても加入できる場合あり)に入れない場合や、それまで加入していた健康保険の任意継続の保険に入られない場合は、国保に加入することになります。

就職や退職、転入や転出などに伴って国保の加入や脱退の手続きが必要になった場合は、**必ず14日以内**に国保医療課に届け出てください。届け出に必要なものは左表をご覧ください。

■加入手続きが遅れると
届け出をした日からではなく、国保の加入資格が発生した月までさかのぼって保険料を納めなければなりません(遡及制度)。また、その間の医療費は全額自己負担となります。

(例) 令和6年1月に会社を辞めて、令和6年5月に国保の加入届け出をした場合

令和6年1月 (国保加入資格発生) 令和6年5月 (届け出をしたとき)



交通事故にあった時は、すぐに国保医療課に届け出てください。届け出をすれば国民健康保険証を使って治療を受けていただけます(一時的に国保が医療費を立て替え、加害者に請求します)。

■交通事故にあった時も届け出を